



※ 本資料は日本から香港への食品輸入・販売を希望する実需者への情報提供として作成したものです。香港政府が作成した資料を基に和訳していますが、本和訳を執筆後に条例が改定・変更され本和訳の内容と異なっていることもあり得ます。本和訳の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。英語の原文との間で万一内容に齟齬がある場合には、英語原文の解釈が優先されます。英語原文は以下のURLで確認できます。

<http://www.foodsafetyord.gov.hk/>

ジェトロ香港は、本和訳に起因して発生した損害・不利益等について一切責任を負いません。

※本資料の無断での引用・転載は禁じています。



食品安全法

食品安全法 (Cap. 612)



背景

- 食品安全法は、下記内容を含む新しい食品安全管理基準を定める
 - ➡ 食品輸入業者、食品卸売業者の登録制度について
 - ➡ トレーサビリティの促進を目的とした事業者による適切な生産取引履歴の記録管理について
 - ➡ 特定食品における輸入管理規制に関する権限
 - ➡ 公的機関による事故食品等の輸入及び供給の禁止、当該食品の回収指示権限について



背景

- 食品安全法
 - ➡ 2011年3月30日に立法評議会にて可決・成立した
 - ➡ 2011年8月1日から施行予定
 - ➡ 事業者が新法令に適応できるように、登録や記録に不履行があっても、施行日より猶予期間6ヶ月間は処罰は執行されないこととする



法の権限

- 食品環境衛生局長 (DFEH) が、食品安全法の権限を有する



「食品」の定義



「食品」の定義

- 食品安全法の下では、水産物(水陸両性物を含む)、また食用の氷が「食品」とみなされる。
- Cap.132で修正された「食品」の定義に基づく。



食品輸入業者と 食品卸売業者のための 登録制度



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 食品輸入業や食品卸売業を行う全ての者は、DFEHに登録する必要がある。
 - 「食品輸入業者」とは、香港内に空路、陸路、航路によってもたらされる食品を取り扱う事業を行う者とする
 - 「食品卸売業者」とは、香港において下記を含む食品供給の卸売を主要な活動とした事業を行う者とする:
 - ➔ 野菜・魚介類など現地生産物を供給する農家等
 - ➔ 自身の製造物を提供する食品製造者



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 食品安全法に従い、食品供給を主要活動としていない食品貿易業者は、登録の必要はないものとする。
- DFEHは、食品供給における売上高や売買代金、融資枠、食品供給の販売契約などの要素を考慮し、事業者の「主要活動」を決定する。それによって登録の必要可否を決定する。
- 一般的に、自身の食品を主に最終消費者に販売しており、時折、他の小売業者やケータリング業者等に販売する小売業者は、登録の必要はないものとする。



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 本登録制度により、食品事故の際に、DFEHはより迅速に特定業者を特定し接触することが可能になる。
- 食品輸入業・卸売業として未登録の全ての業者は、弁明の機会なく法律違反となり、最高額\$50,000の罰金刑、そして6ヶ月の懲役刑が課せられる。



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 登録手続きは、簡単・便利である。下記の基本情報のみで行える:
 - 貿易業者の情報
 - 連絡先等
 - 輸入・供給を行っている食品の種類
- 2階層の食品分類:
 - 主要食品分類 例) 穀類加工食品、穀物
 - 食品分類 例) パスタ/麺 – 麺の詳細は必要なし



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 申請書の記載後は、直接、または郵便・ファックスにて、またオンライン上でも提出可能である。申請者は、営業所住所、営業形態（輸入・卸売業）、連絡先、また取り扱い食品の種類などの基本情報が必要とされる。確認のため、申請書とともに企業登記証明書、または香港身分証明書のコピーを同封すること。



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 登録申請の処理時間について
 - 6ヶ月の猶予期間中の初めの4ヶ月以内に全必要情報とともに受理された申請書は、猶予期間が終了する前までにDFEHから承認される。しかし、猶予期間が終了する2ヶ月前以降に受理された申請書は、全体の申請数によって承認までの期間が異なる場合がある。
 - 猶予期間終了後に全必要情報とともに受理された申請書は、受理日から7営業日以内にDFEHから承認される。



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 食品輸入業者と食品卸売業者は、3年ごとに登録更新することが義務付けられる。新規登録申請料は\$195、3年ごとの更新料は\$180となる。
- 過去12ヶ月間に食品安全法違反行為が繰り返し行われた場合、申請書の受理を拒否されたり、登録が無効にされる可能性がある。



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 他の条例を通して登録、許可証を得ている食品輸入業者・卸売業者について
- 下記にあたる食品輸入業者・卸売業者は、貿易簡易基準によって登録制度の対象外となる:
 - 食品商売規制のセクション30に基づく許可証所有者(Cap. 132X)
 - 食品商売規制のパート5に基づく免許所有者(Cap. 132X)



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- ⇒ 冷凍製造規制パート3に基づく免許所有者 (Cap. 132AC)
- ⇒ ホウカー規制パート2に基づく免許所有者(Cap. 132AI)
- ⇒ 牛乳規制パート3に基づく免許所有者(Cap. 132AQ)
- ⇒ 加工場(厭悪性行業)に対する規制に基づく免許所有者 (Cap. 132AX)
- ⇒ 食肉処理場規制パート2に基づく免許所有者 (Cap. 132BU)



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 在庫商品規制13(輸入、輸出、在庫の規制)
(Cap. 296A)の下で登録済みの在庫所有者
- 海産物養殖法セクション8またはセクション14
に基づく免許所有者(Cap. 353)
- クラス3船舶において、商業海運法(現地船
舶免許と許可規制)に基づいた免許保有者(
Cap.548D)



食品輸入業者と食品卸売業者の ための登録制度

- 食品貿易業者および卸売業者のデータベースには免除枠に入っている業者も記録されており、DFEHは、免許付与の当該制度に基づいてこれらの業者の情報取得の権限を持つ
- さらに、DFEHは食品輸入・供給ビジネスを行う免除対象者に、詳細情報を求める場合がある



登録制度の手引き

- 食品輸入業者・卸売業者としての登録申請をする際の参考として、登録申請に関してよくある質問と答えをまとめた「食品輸入業者・卸業者のための登録制度手引き」がFEHDより発行されている
- 当手引きは、申請書が受理されない場合、また登録が無効になる場合の事情も説明している
- 当手引きは、CFSウェブサイト上にも掲載されている (www.foodsafetyord.gov.hk)

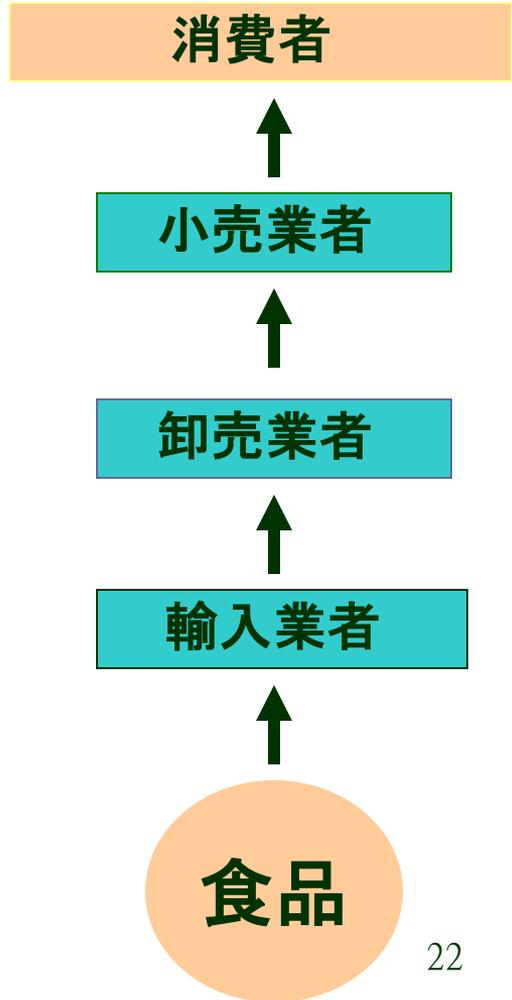


記錄管理制度



記録管理制度

- 食品事故の際、登録制度のみではトレーサビリティは保証できない
- 事故食品の問題発生箇所や流通経路を訴追できるよう、食品貿易業者は、食品の流通ルートを記録管理することが求められる(前後の動きを明確にする)



記録管理制度

- 卸売食品を輸入、獲得し、供給する全ての香港内業者は、取得元と供給取引先を記録すること
- DFEHは、食品貿易業者の管理する記録を調査する権限がある
- 当記録管理制度は、小売業者から最終消費者への提供記録は適用されない
- 自身の捕獲物を供給する漁業者は捕獲記録を管理すること



記録管理制度

- 一般に、食品輸入業者は輸入・供給記録を、卸売業者は取得・供給記録を管理することが求められる
- 小売業者は、取得元記録のみを管理することが求められるが、他の小売業者に再販売目的で供給する場合は、該当する供給記録の管理も求められる。



記録管理制度

- ケータリング業者（例 レストラン、露店など）は、原料・材料の取得元の記録管理が求められる。現地食品製造業者は、製品が直接消費者の手元に届かない、または輸出されない限り、原料・材料の取得記録のほかに、供給記録の管理が求められる。



記録管理制度

- 自作生産物(例 果物、野菜、魚介類)を供給する農場経営者は供給記録を管理することが求められる
- 自身の捕獲物を魚類統営處 (Fish Marketing Organization)の卸売市場あるいは水産物卸売/小売業者に供給する漁業者は、捕獲記録と供給記録の両方を管理することが求められる
- 記録管理制度は、食品事故が発生した際、問題発生点およびその流通ルートを追跡可能にすることを目的とする。このことにより公的機関が、適切な処置を速やかに施すことができる。



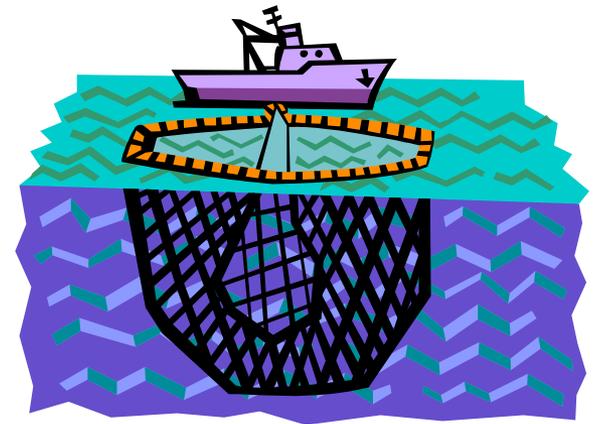
記録管理制度

- 必要な記録事項
 - ⇒ 取引が交わされた日
 - ⇒ 供給業者名と連絡先
 - ⇒ 輸入先の地名(輸入食品のみ)
 - ⇒ 食品を供給した事業者名と連絡先(バイヤー等)
 - ⇒ 食品の説明と全体数量



記録管理制度

- 現地の水産物を捕獲し供給する漁業者は、下記を含んだ捕獲記録をつけること
 - 捕獲日または期間
 - 一般的な水産物名
 - 現地捕獲水産物の全体数量
 - 捕獲エリア



記録管理制度

- 食品安全法に基づいた記録管理が行われていない場合、当該業者は、弁明機会の付与なしに法律違反とし、最高額\$10,000の罰金刑、そして3ヶ月の懲役刑が課される
- 卸供給の記録管理の不履行で違反とみなされた者で、弁明が認められるものは下記を示せる者である
 - ⇒ 当事者の事業が小売業者からの供給による場合
 - ⇒ 当供給が卸供給だと想定不能で、相当の理由がある場合



記録管理制度

- 記録管理の際に沿わなければならない規定フォームはないが、法に従った下記のうちの一つを選ぶ方法も可能である:
 - 領収書/請求書を保管する
 - 自身の処理記録を用意する(手書き、電子版両方可)
 - FEHDが提供しているテンプレートを使用



記録管理制度

- 記録は下記の期間管理しなければならない
 - 水産物および保存可能期間3ヶ月以内のもの：3ヶ月
 - 3ヶ月以上保存可能なもの(例)缶詰、乾燥食品など：24ヶ月



入手記録

現地入手食品の記録

20 _____ 年 _____ 月分現地食品入手記録

会社名：

入手日月日	食品記述	数量	供給者		
			氏名	連絡先	所在地



輸入記錄

輸入食品取得記錄

20 _____ 年 _____ 月分輸入食品取得記錄

会社名：

食品入手日	食品記述	数量	供給者			輸出国/地域
			氏名	連絡先	所在地	



供給記錄

食品卸壳供給記錄

20 _____ 年 _____ 月分卸壳供給記錄

会社名：

供給日：	食品記述	数量	食品供給源		
			名前	連絡先.	所在地



捕獲記錄

現地水產物捕獲記錄

漁船 No. :	船主氏名 :			
捕獲場所:				
捕獲日時/期間 :				
水產物名/ コード:	(1)	(2)	(3)	(4)
	(5)	(6)	(7)	(8)
数量: (kg 単位)	(1)	(2)	(3)	(4)
	(5)	(6)	(7)	(8)



記録管理の際の実務規約

- 食品種類別の記録管理期間の実務規約は、貿易業者のための一般参考資料として公開される予定 (“食品に関する記録管理の実務規約”)
- 当規約は、業者が記録管理制度に基づいた実務を履行できるように、食品種類別記録管理の継続期間について、一般的な参考事項が記載されている手引きである
- 当規約は、CFSウェブサイトに掲載予定 (www.foodsafetyord.gov.hk)



お問い合わせは、こちらまで
fso_enquiry@fehd.gov.hk

営業時間内はこちら:

2156 3017/ 2156 3034



ありがとうございました

